

○資本金等の額

事業年度末日の資本金等の額が課税標準額となります。申告に係る事業年度が1年未満の場合は、月割り計算します。

また、資本金等の額が1,000億円を超える部分に対する課税の軽減や、一定の持株会社について特定子会社株式等の控除措置などがあります。

Q1 資本割の課税標準となる「資本金等の額」とは何ですか。

A 「資本金等の額」は、法人税法に規定する資本金等の額に無償増減資がある場合の加減算をした金額と、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の金額とを比較して大きい金額を基礎とした上で、次の順序による計算を行った金額です。（法人税法2十六、法72の21、72の22、令20の2の23～26、取扱通知4の6の3）

- ① 収入金額課税事業（小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業を除く電気供給業、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業）以外の事業に係る算定
- ② 事業年度が1年に満たない場合の月数按分
- ③ 一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定（特定子会社株式等の控除措置）
- ④ 外国の事業以外の事業に係る算定
- ⑤ 非課税事業以外の事業に係る算定
- ⑥ ①から⑤までの計算の結果が1,000億円を超える場合の圧縮措置
- ⑦ 所得等課税事業と収入金額等課税事業（小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業、特定ガス供給業）とを併せて行う法人のそれぞれの事業に係る算定

Q2 無償減資や資本準備金を取り崩して欠損にてん補した場合、資本割の課税標準である資本金等の額はどうなりますか。

A ①平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に資本又は出資の減少をして欠損てん補した場合又は旧商法289条1項及び2項2号に規定する資本準備金による欠損てん補を行った場合には、欠損てん補に充てた金額について、資本金等の額から控除します。（法72の21①二）

②平成18年5月1日以後に、剰余金による損失のてん補を行った場合は、損失のてん補に充てた額を資本金等の額から控除します。この場合の控除額は、損失のてん補に充てた日以前一年間において資本又は資本準備金を減少し、剰余金として計上した額に限ります。（法72の21①三、施行規則3の16②～④）

## 外形標準課税に係る Q&A（資本金等の額）

**Q3 合併前に無償減資等による欠損のてん補を行った法人を被合併法人として適格合併した場合、合併法人は欠損てん補にあてた額を控除することができますか。**

A 資本の減少や資本準備金による欠損てん補又は剰余金による損失のてん補を行った法人を適格合併した場合、被合併法人が欠損てん補を行った額を合併法人が控除することはできません。

**Q4 無償増資を行った場合、資本割の課税標準はどのように算定しますか。**

A 平成 22 年 4 月 1 日以後、利益準備金・その他利益剰余金を減少して、資本金とした場合は、その額を資本金等の額に加算することとなります。  
なお、対象となる事業年度は平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度です。（法 72 の 21①一 I、施行規則 3 の 16①）

**Q5 自己株式を保有している場合の資本金等の額はどのように計算するのですか。**

A 法人事業税の資本割における資本金等の額は、法人税法に規定しており、具体的な取り扱いは次のとおりです。

平成 18 年度の法人税法改正により、平成 18 年 4 月 1 日以後に自己株式を取得した場合は、その価額を減少した金額が資本金等の額となります。

自己株式の価額は、税務上の帳簿価額ですので、非上場株式の場合は、自己株式を取得する直前の資本金等の額を発行済株式数で除して、これに取得した株式数を乗じた金額となります。ただし、計算した金額が、自己株式を取得する際に交付した金銭等の額を超える場合は、交付した金銭等の額になります。

また、証券取引市場等で購入した場合は、取得価額が自己株式の価額となります。

なお、平成 18 年 4 月 1 日現在に保有していた自己株式については、同日に取得したものとして取り扱うこととなります。（法人税法 2 十六・二十一、法人税法令 8①二十・二十一、8 の 2）

**Q6 特定子会社株式等の控除措置の計算で用いる「総資産の帳簿価額」とはどのように算定するのですか。また、特定子会社株式の帳簿価額は、会計上の価額、税務上の価額のどちらを用いて算定しますか。**

A 総資産の帳簿価額は、貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（会計上の帳簿価額）に、一定の項目を加算又は減算して算定します。（法 72 の 21⑥一、令 20 の 2 の 22、取扱通知 4 の 6 の 5～4 の 6 の 7）

なお、加算又は減算の項目は、法人税別表ハ「受取配当等の益金不算入に関する明細

## 外形標準課税に係る Q&A（資本金等の額）

書」で使用していた（注）「総資産の帳簿価額」とおおむね一致しますが、次の部分が異なりますのでご留意ください。

- ① 特定子会社に対する貸付金及び特定子会社の発行する社債の金額を控除する。（法人税規定なし）
- ② 貸倒引当金勘定の金額が、金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはその控除前の金額とする。注記の方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはこれを加算する。（法人税【旧】基本通達 3-2-5「できる」規定）
- ③ 退職給付信託における信託財産の額が、退職給付引当金勘定の金額と相殺されて貸借対照表の資産の部に計上されず、注記の方法により貸借対照表に計上されている場合には、当該信託財産の額を加算する。（法人税【旧】基本通達 3-2-5「できる」規定）

また、この控除措置の算定で用いる特定子会社の帳簿価額は、会計上のものでなく、税務上のものを用います。

（注）令和4年4月1日以後開始事業年度より、法人税別表ハ「受取配当等の益金不算入に関する明細書」の計算方法が変更され、「総資産の帳簿価額」の計算は不要となっています。

**Q7 国外で事業を行う法人の資本金等の額はどのように計算するのですか。**

A 法人が国外で事業を行っているかどうかは、当該法人が外国に恒久的施設を有するかどうかによって判定します。

外国で事業を行う法人の資本金等の額の算定については、当該法人の資本金等の額から外国の事業規模等を勘案して計算した金額を控除して得た額が課税標準となります。

外国の事業規模等を勘案して計算した金額とは、原則として、法人の資本金等の額を、付加価値額の総額（雇用安定控除前のもの）に占める外国の事業に帰属する付加価値額（外国付加価値額）の比率で按分して得た金額です。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、法人の資本金等の額を、各事業年度終了の日における全従業者数に占める外国の事業に帰属する従業者数の比率で按分して得た額が課税標準となります。（法 72 の 22①、令 20 の 2 の 19、20 の 2 の 24）

- ① 外国付加価値額がゼロ又はマイナスとなる場合
- ② 付加価値額の総額から外国付加価値額を控除した額がゼロ又はマイナスとなる場合
- ③ 付加価値額の総額のうちに付加価値額の総額から外国付加価値額を控除して得た額の占める割合が 50%未満である場合